

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年一月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年一月十二日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

熊谷羽生線	路線名
行田市大字和田字両判一四九番一地先から 同市大字和田字森下九〇番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	供用開始の区間
令和六年一月十二日	供用開始の期日
令和五年六月六日付け埼玉県行田市土木整備事務所長告示 第三十三号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一四〇・〇〇メートル	備考